

減損処理漏れ

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
地方独立行政法人 大阪府立病院機構	<p>精神医療センターにおいて、病院事業の用に供していない状態であって、将来においても使用が見込まれていない汚水処理施設について、地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産減損処理実施要領に基づく減損処理が行われず、72,303千円の減損損失が未計上となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 667 1329 806"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>資産名</th> <th>取得価額</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構築物</td> <td>汚水処理場</td> <td>94,501千円</td> <td>72,303千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産減損処理実施要領では減損処理にかかる事務処理を定めており、その中で、固定資産又は固定資産グループが遊休状態になり、将来の用途が定まっていないときは減損の兆候があると判定し、減損処理を行うこととしている。</p>	資産区分	資産名	取得価額	帳簿価額	構築物	汚水処理場	94,501千円	72,303千円	<p>当該汚水処理場については、遊休資産として速やかに減損処理を行われたい。</p> <p>また各センターに対し、遊休資産の意味を再度示し、遊休資産の有無を確認した上で、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>精神医療センターの汚水処理場については、遊休状態にあり将来の用途が定まっていないため、平成27年度の決算整理において減損処理を行った。</p> <p>また、資産管理事務において、取得価額5千万円超の資産については全ての稼働状況を確認するよう、平成27年度決算に係る遊休資産報告書の様式を改正し、各センターに対し、周知徹底を図った。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>
資産区分	資産名	取得価額	帳簿価額								
構築物	汚水処理場	94,501千円	72,303千円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月18日、事務局：平成27年11月16日から同月20日まで）